

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第二部 労働運動

V 「合理化」と労働組合

2 主要組合の「合理化」への対応

全国金属

全国金属では、一九八四年五月二七～二八日に「倒産・工場閉鎖対策会議」を開き、最近の構造不況業種での、系列・関連中小を含む設備廃棄・統廃合による工場閉鎖、ME化・先端産業拡大と関連した提携合併など機械金属産業の再編成にともなう人員削減、工場閉鎖などについて協議した(『全国金属』八四年六月一日付)。支部レベルの合理化反対闘争としては、日本荷役、竹下鉄工の争議が注目される。

〔日本荷役支部〕

倒産は偽装、全員解雇は無効だとして、破産した会社を相手に全員解雇撤回と工場再開を求めて争議をつづけていた全国金属埼玉地本日本荷役支部(浦和市)は、八四年一月一〇日、管財人・元社長から解決金など一億四〇〇〇万円を確保することで和解、これにより倒産以来七年で同争議は解決した。日本荷役用品(資本金三〇〇〇万円、当時従業員一四五人)は、搬送用コンベアーの製造販売メーカーで、七六年当時、浦和と福岡に工場を、他全国四カ所に営業所をもっていたが、同年十一月、業績不振を理由に倒産した。これにたいし組合側は、(1)業績は悪化していない、(2)直ちに別会社を作り営業を開始した、(3)資金ぐりの手立てをとっていないなどを独自に調査、組合つぶしの偽装倒産だとして、浦和地裁に雇用関係確認の訴えを起こしていた。一方、一九七七年四月からは、労組委員長を代表に組合自主生産による日本荷役工業を旧日本荷役用品浦和工場に設立、独自に営業販売しながら運動をつづけてきた。今度の和解では、解決金支払いと併せて、工場再開についても組合が自主生産をつづけてきた工場を継続することで条件が整い、いずれも組合側の全面勝利となった。(『埼玉新聞』八四年一月一日付)

〔竹下鉄工支部〕

熊本の全金竹下鉄工支部(セイレイ工業福岡工場)は、一九八二年五月に農機産業不況を理由として出された臨時工(非組合員)四〇人の首切りにたいし、スト権を確立、首切り撤回を求めて団交を重ね、八三年六月に解雇撤回の回答を得た。同支部はさらに臨時工本採用化のたたかいをすすめ、八三年八月末に労使協定が成立、十一月二日付けで嘱託となる五〇歳以上の人をのぞく全員が本社員となった。同支部では、(1)臨時工の次には本工の解雇が来るという理解で組合員の団結がはかられた、(2)臨時工も支部を信頼し統制が保たれた、(3)全金中央・地本のオルグとヤンマー労協労組の支援が勝利をもたらしたと総括、本社員採用となった人全員が全金支部へ加入した。(『全国金属』八四年三月一日付)

全造船機械

長期不況下の造船業を中心に、「雇用か賃金か」「合理化か倒産か」の激しい攻撃が労働者に向けられ、全造船機械各分会は苦しいたたかいを強いられている(なお、一九八四年六月に労働者半数の削減計画を発表した函館ドックについては、本年鑑第一部Ⅲ「産業合理化と経営労務」を参照)。

〔檜崎造船分会〕

檜崎造船は室蘭に造船・陸上の、郡山に陸上の各製作所をもっており、一九七七年から三年間二次にわたる希望退職で五〇七人を減員、五%の賃金カット、労働時間延長を実施してきた。その上で一九八四年二月、「コスト削減のため」つぎのような「合理化」案を組合に提示した。一、会社の分離について、(1)室蘭造船所を分離し新会社とする、(2)室蘭製作所、郡山製作所は存続会社とする、(3)出向社員は出向先の会社に移籍する。二、総合人件費削減について、(1)全社から勇退者一五〇人を募集する、(2)二年間賃金五%カットを実施する、(3)一日当たり実働時間現行七時間を八時間とする。

組合側は、世界的造船不況時とは異なって今回の「合理化」案は「経営施策の失敗」によるものにとらえ、スト権を確立して団体交渉に入った。四月には全道労協、全造船機械、室蘭地区労、道民間共闘会議、全造船東北・北海道地本、檜崎分会の六団体で檜崎造船反合北海道対策会議が設立され、強力な支援活動にとりくんだ。こうして五月に会社側の修正案が示され、六月五日に労使双方が大筋で合意に達した。合意に達した協定は以下のとおり。一、会社分離について、(1)室蘭造船所を分離し、新会社とする。従業員は出向とする、(2)室蘭製作所、郡山製作所は存続会社とする。二、総合人件費削減について——(1)当初提案した勇退者募集に変えて、昭和五九年六月二五日から同年七月二〇日までに退職を申し出た社員には退職者優遇制度を適用する、(2)当初提案の賃金カットは取り下げる、(3)勤務体制の変更、一日当たりの実働時間を三月二一日から九月二〇日までは八時間、九月二一日から三月二〇日までは七時間、年間の総労働時間を一九九八時間とする。組合側は、転籍を出向に変更させ、同一労働条件を将来にわたって保障、事実上勇退者募集を撤回し、わずかの時間延長にとどめさせたことを、成果とした。(『全造船機械』一九八四年三月一日号、四月二〇日号、六月二〇日号)

〔東芝アンペックス分会〕

一九八二年九月に業績不振を理由として解散した東芝アンペックス(株)の組合は、解雇撤回を求め東芝本社に団体交渉を要求した。東芝本社が拒否すると神奈川地労委の場で争い、三月三一日、地労委は東芝本社に団交命令を出した。また、解散にともなう会社側の解雇通告にたいし工場の存続と雇用確保のために組合がおこなっている「工場自主管理」についても、三月二四日に横浜地裁が「会社構内の一部土地・建物および組合の指定する機材を組合につかわせる」ことを内容とする和解案を提示し、労使双方がこれを受諾、組合側は橋頭堡を作った。組合はその場で自主生産をつづけ、争議の全面解決にむけてたたかっている。(『全造船機械』一九八四年二月二〇日号、四月一日号、一〇日号、六月一日号)

紙パ労連

産業再編成がすすむなかで、中小企業の倒産やパルプ部門の縮小などによる大量首切り等、「合理化」の犠牲が労働者にかぶせられ、職場と雇用、生活を守るたたかいがつづいた。単組レベルの闘争としては、労働債権を確保した出水製紙、雇用と労働条件を守りぬいた藤田紙料が注目される。

一九八一年一月に倒産した鹿児島の出水(いずみ)製紙では、企業再建と労働債権確保をめざすたたかいがつづき、途中からは現状設備での企業再建はむずかしいことから「新規事業による企業誘致」に切り替えて、三井物産、十條製紙や国、県、市への働きかけがおこなわれた。その結果、八三年一二月に管財人とのあいだで以下の合意が成立した。

- 一、各自の退職金総額の一五〇分の一四〇を支給する。一五〇分の一〇の金額は取り下げる。
 - 一、三井物産は県、市を窓口として工場跡地への新規事業、企業誘致に努力し、十條製紙はこれに協力する。
 - 一、組合事務所明渡しは一二月末をメドに協議する。
- 組合はこの合意をもとに、「企業誘致実現まで組織を維持することは困難」と判断、翌八四年一月二日に、労働債権の確保を成果として、ひとまず組合を解散することとした。
〔藤田紙料労組〕

一九八三年九月に社長が急死し、突然企業閉鎖・全員解雇の提案をうけた関西紙産業労組の藤田紙料分会は、全員の雇用と職場の保障を要求してたたかい、八四年三月一日、要求をほぼ実現した。藤田紙料は組合員八名で、大阪朝日新聞社の輪転職場の残紙回収をその業としているが、以前にも同様の閉鎖提案があり、撤回された経緯があった。

組合は「朝日新聞の職場があるかぎり、仕事はつづけられるはずだ」と朝日新聞社へも団交と雇用保障を要求した。これにたいし朝日新聞社は「雇用責任はない」と団交を拒否、後継業者問題も「決定権は朝日にあるが藤田紙料の推薦にまかせてある」と述べた。一方、会社側は組合にたいし一〇月で仕事も職場も打ち切ると通告した。組合はこの打ち切り期限を再三延期させ、会社と朝日新聞を不当労働行為で大阪地労委へ申請、また、朝日新聞社に連日、抗議行動をおこなった。こうしたなかで八四年二月に朝日新聞社と新しい業者との残紙回収契約が成立。「新会社で全員の雇用を保障する。労働条件は現状のまま引き継ぐ。労働組合、労使慣行は尊重する」など組合要求をほぼ認めた協定が新会社とのあいだで結ばれ、組合員は全員、三月一日から新会社に移った。(『紙パ労連』八四年二月七日号、三月二七日号)

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
